

質 問 回 答 書

令和8年8月6日

事業名 糸魚川市公共施設照明設備LED化事業

上記プロポーザルにあたり質問書が提出されましたので回答します。

No.	質問事項	回答
1.	リース会社との 2 社間契約について質問します。 賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務(物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等)について、当該業務を発注者から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	本事業の参加者は、各役割を履行する能力を有する事業者とし、グループを構成しての応募も可能としていることから、賃貸借期間終了まで、原則的に、グループの構成の中で役割分担をし、業務にあたってください。
2.	前の質問のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が発注者より請け負うことが法令上認められない業務(銀行法や建設業法等により規制される業務)がある場合、当社は、当該業務を発注者から受託するのではなく、発注者の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。(当社の発注は法的には再委託にはなりませんが、再委託の場合(前の質問)と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。)	No.1のとおりです。
3.	万一、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点において残期間の残賃借料が残存する場合、発注者にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。	本事業は、令和18年度までの債務負担行為となっています。
4.	予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか。	ありません。
5.	受注者の帰責によらない任意解約規定があると想定して、その任意解約規定により契約変更や契約解除となり残期間の残賃借料	別途協議とします。

	が残存する場合、同変更・解約の事由が受注者の責任に起因しない場合には、残賃借料のご負担につきまして別途協議をいただけますでしょうか。	
6.	動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が破損した際の修理費用や、滅失して契約が継続できない場合の残賃借料は発注者にてご負担いただけますでしょうか。もしくは別途協議いただけますでしょうか。	別途協議とします。
7.	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議いただけますでしょうか。（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）	別途協議とします。
8.	仮使用期間中に発注者の責にて物件が滅失、破損した場合、残賃借料や修理費用はご負担いただけますでしょうか。	動産総合保険で対応可能なものは、保険対応とし、対応不可のものは、ご提案いただいた内容により別途協議とします。
9.	仮使用期間中に地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が滅失、破損した場合、残賃借料や修理費用のご負担については別途協議いただけますでしょうか。	No.8のとおりです。
10.	動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により代替品を提供する必要がある場合、その費用については別途協議いただけますでしょうか。	別途協議とします。

11.	地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等が原因で賃借人や第三者が被害を被った場合は、受注者は免責としていただけますか。	状況により、関係法令に則った判断とします。
12.	地元企業を活用できない場合でも入札の条件違反にはならないでしょうか。	違反にはなりません、評価基準で減となります。
13.	地元以外の業者を活用する場合の申請や報告等の方法を教えてください。	市内事業者の場合と取扱いは変わりません。
14.	本件、物件に誘導灯・非常灯も含まれるかと存じますが、誘導灯等につまましての賃貸借期間中の「法定点検業務」は、本入札業務の「対象外」でよろしいでしょうか。	「糸魚川市公共施設照明設備LED化事業賃貸借仕様書」 2(1)③アにあるとおり、「消防法令上の誘導灯等についても本事業の対象外」とあるため、仕様書のとりの取扱いとしてください。
15.	本件調達には、ポール(不動産)は含まないとの認識でよろしいでしょうか。	灯柱(ポール)は本事業の対象外です。
16.	契約期間中のポール部分の所有者責任は発注者負担でよろしいでしょうか。	No.15 のとおりです。
17.	ポールが含まれる場合、ポールは動産ではない為、動産総合保険や保守・保証の適用対象外となることをご了解いただけますか。	No.15 のとおりです。
18.	本件、提案につきましては、グループとして取り進めさせていただきますが、実際に契約を締結する場合は、発注者と代表企業(代表企業単体の名義)による2社間契約との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19.	賃貸借契約書の書式は、受注者所定のリース契約書式にて契約を締結していただけますでしょうか。	当市の書式を使用します。
20.	本件にて利用予定の賃貸借契約書のひな形がございましたら、入札前にいただけますか。	賃貸借契約書(案)の公表は致しません。
21.	(発注者所定の賃貸借契約書にて推進となる場合)落札後、発注者所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただけますか。	協議は可能です。

22.	本件、賃貸借期間満了後の物件については無償譲渡との条件ですので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い(賃貸借料には同費用分は含めない)でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23.	弊社にて付保する保険内容は、賃貸借期間開始から賃貸借期間終了まで、物件金額相当額を一定割合低減させる方式にて物件単位で保険金額を設定しておりますが、よろしいでしょうか	ご提案いただいた内容により決定します。
24.	保守体制表につきまして、受注者を介さず、物件の売主等を直接の連絡先とさせて頂く体制もよろしいでしょうか。	グループの構成の中で役割分担をし、業務にあたっていただくことから、保守体制表に機器納入役割の事業者等を記載して構いません。
25.	最優秀提案者となれました後、協議事項について合意に至らず交渉を断念する場合、ペナルティは発生しないでしょうか。	原則、当市が対象事業者に不利益となる対応をとることはありません。なお、交渉断念される理由(関係法令や本事業プロポーザル実施要領等に照らし適正な理由であること)を確認いたします。
26.	企画提案書につきまして、以下、ご確認をお願いいたします。 ①ご提案資料には頁番号を記載させて頂いてもよろしいでしょうか。 ②カラー印刷でもよろしいでしょうか。 ③片面印刷、両面印刷のご指定はございますか。 ④出力方法の「縦方向」「横方向」のご指定や、閉じ方のご指定等もなしとの認識でよろしいでしょうか。	「技術提案書」については、「糸魚川市公共施設照明設備LED化事業公募型プロポーザル実施要領」の10,11をご確認のうえ、提出下さい。 ① 構いません。 ② 構いません。 ③ 指定はありません。 ④ 縦横の指定はありません。左綴じとしてください。
27.	提案書の副本につきましてご確認をお願いいたします。 ①提案者の名前は特定できない様に、マスキング又はブランク等とする対応が必要でしょうか。 ②協力頂く工事会社・保守会社等も明示しないほうがよろしいでしょうか。 ③メーカー名はオープンとさせていただいてもよろしいでしょうか。	① 不要です。 ② 不要です。 ③ 構いません。

28.	本賃貸借物件を設置している施設の統廃合等、発注者側の事情により契約を変更または解除する場合、残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。	左記のように受注者側に全く責任がなく、発注者側の事情により、契約変更や契約解除であれば、残賃借料は発注者が負担すべきものであると捉えます。
29.	仕様書等の内容と現場の状況に相違があった場合等の理由で指定の工期に間に合わない場合、賃貸借開始時期について別途打合せをさせていただきますでしょうか。	契約前に現地詳細調査を実施していただきますので、ご質問の状況は想定していません。
30.	仕様書等の内容と現場の状況に相違があった場合等の理由で入札時に想定していた工事等の諸費用が賄えなくなった場合、賃貸借料の変更について別途打合せをさせていただきますでしょうか。	No.29 のとおりです。
31.	既存物件は撤去することとありますが、こちらは第三者の所有物件ではなく、発注者所有の物件との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32.	仕様書5(5)に賃貸借契約期間の開始後、年度ごとに1回、当該年度分の賃貸借料を発注者に請求するとの記載がありますが、各年度の初め(R9年度は10月、R10年度以降は4月)に請求し、請求月の翌月末(R9年度は11月、R10年度以降は5月)までにお支払頂く認識で宜しかったでしょうか。	年度分の一括入金が可能です。請求時期と入金時期については、別途協議とします。
33.	プロポーザル入札の為、入札保証金は免除とのことでご認識お間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
34.	プロポーザル入札の為、契約保証金は免除とのことでご認識お間違いないでしょうか。 免除要項がある場合は、ご教授願います。	No.33 のとおりです。
35.	仕様書2(3)③(イ)に「照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、適切な動産総合保険に加入すること」と記載があります。仮使用期間中も動産総合保険の加入が必須とのことでご認識お間違いないでしょうか。	動産総合保険の加入は必須ではありませんが、ご提案いただいた内容により決定します。
36.	【別紙1】賃貸借仕様書 5その他特記事項(5)	No.32 のとおりです。

	「賃貸借契約期間の開始後、年度ごとに1回、当該年度分の賃借料を発注者に請求する」とあるが、年度初めの4月（令和9年度は10月）に請求し、請求から30日以内に支払うとの認識でよいか。請求時期と入金時期について教えて下さい。	
37.	賃貸借期間中の動産総合保険は、一般的な経年により保険金上限額が減額される種類の保険でよろしいでしょうか。	No.23 のとおりです。
38.	世界情勢の影響等により納品遅延等が発生した場合、契約開始時期について別途協議頂くことが可能でしょうか	No.7のとおりです。
39.	参加表明書等について リース役割の構成員（代表者）は、その他関係書類①④（登記等）の提出は不要の認識でよろしいでしょうか	代表者（リース役割）は、その他関係書類のNo.1の登記事項証明書等は提出不要ですが、No.4の許可登録等を証明する書類については、省略できません。
40.	【別紙1】賃貸借仕様書 4賃貸借期間終了後の器具の取扱い 「賃貸借契間終了後の器具一式は、無償で発注者に引き渡すものとする」とあるため、この場合、受注者は固定資産税が免除となる認識でよろしいでしょうか。	No.22 のとおりです。